

今年のインフルエンザワクチン接種について

今年のインフルエンザワクチンの接種（新型・季節性）については下記のとおりとなります。この説明書をお読みいただき、希望する方は医療機関において接種を受けてください。

●接種期間

平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

●接種対象者

今年は、昨年のような優先接種対象者はなく、全ての住民が接種対象者となります。
(1 歳未満児については、ワクチン接種の効果が十分に出ないことがあるため、基本的に接種勧奨対象とはしておりませんが、希望される方は主治医に十分ご相談ください)

●接種場所

下の表をご参照ください。町内医療機関の一覧は 3 ページに記載しています。

対 象 者	接種できる医療機関
1. 65 歳以上の方 2. 60～64 歳の呼吸器・心臓・腎臓・免疫機能重度障害者で身体障害者手帳 1 級相当者	町内医療機関での接種が原則です。(町外医療機関で接種される場合は実費負担) ただし、他市町村に入院・入所の方については、滞在先施設において接種できますので、保健センターまでお問い合わせください。
65 歳未満の方 (上記 1、2 以外の方)	町内医療機関での接種が基本となりますが、やむを得ずかかりつけ医など他市町村の医療機関で接種を希望される場合は、保健センターまでお問い合わせください。他市町村で接種される場合、接種費用は、医療機関の所在地の市町村が設定する接種料となります。

●ワクチンについて

接種できるワクチンは下記の 3 種類となります。

①従来からの季節性インフルエンザワクチン (A/H3N2、B 型) と新型インフルエンザワクチン (A/H1N1) の 3 つが一緒になった 3 価ワクチン

②新型インフルエンザワクチンのみの 1 価ワクチン (国産ワクチン)

③新型インフルエンザワクチンのみの 1 価ワクチン (アパレンリックス: 輸入ワクチン)

*①～③のワクチンの中で、希望されるワクチンを接種できますが、65 歳以上の方は①のワクチンのみの使用となります。

*どのワクチンを接種しても接種料は同じです。

●接種にかかる費用について

接種にかかる費用負担は、高齢者等の従来の季節性インフルエンザワクチンの対象となる方については、1,000円となり、その他の方は実費負担となります。

インフルエンザワクチン接種料基準額（国の基準額に基づき設定）	
① 1回目の接種の場合	3,600円
② 2回目の接種であって、1回目の接種と同じ医療機関で受けた場合	2,550円
③ 2回目の接種であって、1回目の接種と違う医療機関で受けた場合	3,600円
④ 発熱等により接種を行えなかった場合	1,790円

対象者	接種料	備考
1. 65歳以上の方 2. 60～64歳の呼吸器・ <u>心臓・腎臓・免疫機能重 度障害者</u> で身体障害者 手帳1級相当者	1,000円	1、2の方については、季節性インフルエンザワクチンの定期接種対象者となりますので、接種料は一部負担となります。
上記1、2以外の方	実 費 * 町内医療機関で接種される場合は、上の表をご参照ください。 * 町外医療機関で接種される場合は医療機関の所在市町村が定めた接種料となります。	医療機関により、上の表の接種料基準額と接種料金が異なる場合があります。詳しくは接種する医療機関にお問い合わせください。料金は基準額を超えることはありません。

●接種料の補助

町民税非課税世帯または生活保護世帯に属する方については、接種料を補助します。補助申請については、下記の説明をお読みいただき、事前に手続きを行ってください。

補助申請の手続き・償還払いの手続き方法について

①及び②の申請の受付は、10月1日（金）から、保健センター（役場2階）で行います。

①忠岡町内の医療機関でワクチン接種をされる場合

接種前に、保健センターにて補助の申請の手続きを行っていただきます。保健センターまでお越しいただくか、お越しになれない場合は、ご連絡ください。保健センターにおいて平成21年度所得の状況を確認し、該当される方には「インフルエンザワクチン接種料補助証明書」を発行しますので、これを接種する医療機関に提出してください。

（平成22年1月1日現在、忠岡町にお住まいでなかった方は前住地での所得証明が必要です）

②町外の医療機関で接種された場合または町内医療機関で証明書を持たずに実費を支払った場合

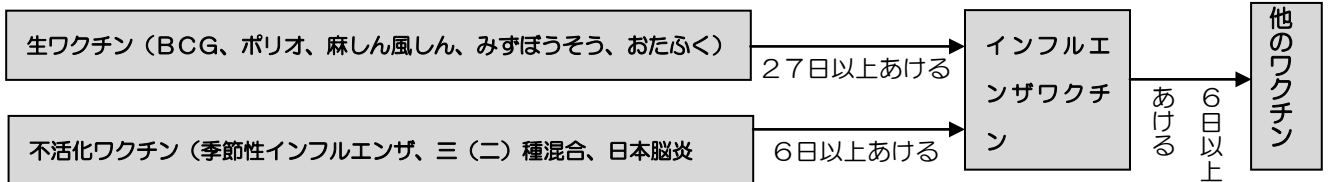
費用はいったん支払っていただき、接種費用をあとからお返しします。インフルエンザワクチン接種済証明書、領収書、印鑑、振り込み先金融機関がわかるものをご持参のうえ、保健センターにお越しいただくか、お越しになれない場合は、ご連絡ください。

* 返金金額：実際に支払った金額で、忠岡町の基準額を超えない額（基準額を超える場合は、基準額の金額を返金します）忠岡町の基準額については上の表をご参照ください。

1 回もしくは 2 回（13 歳未満の小児、基礎疾患のある人で医師が必要と認めた場合は 2 回）

*2 回目の接種をする場合、1 回目の接種を受けた後、1～4 週間の間隔をおいて 2 回目を接種。

他のワクチンとの接種間隔



●接種方法

下記の町内医療機関において、事前に予約の上、来院ください。予診票は、各医療機関に設置していますので、来院時ご記入ください。（保健センターでも配布していますので、事前に必要な方はお申し出ください）

中学生の保護者の方へ：接種にあたり、保護者が同伴しない場合は、予診票を保護者において記入することと、同意書への保護者の署名が必要ですので、事前に接種医療機関または保健センターまで予診票を取りに来られるか、来れない場合は、ご連絡をお願いします。

●インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧●

安藤外科整形外科医院	忠岡東1-39-29	TEL22-5515
おくだ医院	忠岡東1-21-27	TEL31-0728
加藤医院	忠岡中1-11-12	TEL20-2600
聖祐病院	忠岡北1-3-7	TEL20-6650
中川こどもクリニック	忠岡東2-22-15-13	TEL22-1611
広部クリニック	忠岡東1-40-25	TEL32-1831
真嶋医院	忠岡東1-15-17	TEL32-2481
村田内科	高月北2-16-34	TEL46-3700
やぎ医院	忠岡東1-7-16	TEL23-8864
八木レディースクリニック	忠岡東1-22-39	TEL20-0312
安明医院（*小児の接種は行っていません）	忠岡南1-14-3	TEL33-5916

●インフルエンザワクチンについてのQ&A

Q. 3価のインフルエンザワクチンの副反応は？

A. 3価インフルエンザワクチンの副反応については、これまで実施してきた季節性インフルエンザワクチン、新型インフルエンザワクチンと同様の以下の副反応が予想されます。

- ・接種した部位の発赤、腫れ、痛み
- ・発熱、頭痛、悪寒、倦怠感など
- ・まれに、発疹、じんましん、発赤やかゆみ など

Q. 予防接種によって、重度の健康被害や障害がおきたときの対応、補償は？

A. 局所の異常反応や体調の変化、さらに高熱、けいれん等の副反応が起こった場合は、速やかに医療機関を受診してください。新型インフルエンザワクチンを接種したことにより、障害や死亡などの重篤な状態となったときは、障害給付や死亡給付が行える、国の救済制度があります。

《予防接種による健康被害の補償制度について》

今回のインフルエンザワクチン接種は、公的な予防接種となりますので、予防接種による重篤な健康被害（状態の改善がない、治療が長引く、生活に支障が出る、など）が起き、国の審査会により審議され、予防接種との因果関係が確認された場合、国の健康被害救済制度に基づく給付（医療費・医療手当・傷害児養育年金など）が受けられます。インフルエンザワクチンの接種により重篤な状態になった場合は保健センターまでご連絡ください。

Q. 今後の新型インフルエンザの対策についてはどうなるの？

A. 国は、新型インフルエンザの発生は国家の危機管理上重大な課題であるとして、対策にとりくんできましたが、世界保健機構（WHO）の声明や国内の発生状況をみて、今後は、通常の感染症対策として対応することとなりました。しかし、一部の国においては流行が見られることやインフルエンザウイルスは変異しやすいことなどから、新型インフルエンザについては、今後もその発生状況を詳しく調査していくとともに、ワクチン接種、国内外の情報収集、医療提供などについて引き続き対策を行っていきます。

Q. 新型インフルエンザはもう流行しないの？

A. インフルエンザの流行時期である冬を迎える中、国内での再流行の可能性はまだ続いています。現時点では、流行についての状況は不明ですが、一部、海外では流行がみられている国もあり、新型インフルエンザの流行が全くなくなったわけではありません。

予防接種を受けることでインフルエンザにかかった場合の重症化を予防することはできるとされていますが、インフルエンザにかかることを完全に予防することはできません。流行期には、外出後などの手洗いを徹底すること、規則正しい生活をし疲労をためないこと、咳などの症状のある人はマスクの着用など、感染防止に努めることが重要です。

*インフルエンザワクチン、インフルエンザについてのお問い合わせは下記までお願いします。

忠岡町すこやか推進課保健センター係 TEL 22-1122（内線251～253）